

平成28年4月から 健康保険が変わります

負担の公平化、持続可能な医療保険制度の構築をめざして、平成28年4月から医療保険制度が改正されます。

● 紹介状なしで大病院を受診する場合 追加負担が義務づけられます

紹介状なしで特定機能病院および500床以上の病院を受診する場合には、救急時などを除き、原則として、一定額の追加負担（初診で最低5,000円・再診時は最低2,500円）をすることが義務づけられます。



● 「患者申出療養」がスタートします

患者からの申出にもとづいた新しい保険外併用療養のしくみ「患者申出療養」が創設されます。「国内未承認の医薬品などを迅速に保険外併用療養として使用したい」という患者のニーズにこたえる改正となります。これにより申出から承認までの期間が、現在の6～7ヵ月から原則6週間（前例がある医療の場合は原則2週間）に短縮されます。

● 標準報酬月額が3等級 追加されます

毎月支払う保険料の計算の基礎となる標準報酬月額の上限・第47級に、「第48級127万円、第49級133万円、第50級139万円」の3等級が追加され、現在の47等級から50等級となります。

平成27年度まで 上限121万円（全47等級）

平成28年度から 上限139万円（全50等級）

◆ 標準報酬月額の見直し

等級	標準報酬月額	報酬月額
47	121万円	117万5千円以上123万5千円未満
48	127万円	123万5千円以上129万5千円未満
49	133万円	129万5千円以上135万5千円未満
50	139万円	135万5千円以上

※標準賞与額もあわせて見直され、年間上限額が「540万円」から「573万円」に引き上げられます

● 入院時の食事代が引き上げられます

入院と在宅療養の負担の公平を図る観点から、在宅療養でも負担する費用として、食材費相当額に加え、調理費相当額の負担も求めることとなります（住民税非課税者等の低所得者などは据え置き）。

平成27年度まで

260円

平成28年度から

360円

平成30年度から

460円



● 傷病手当金・出産手当金の算定方法が変わります

傷病手当金・出産手当金は、1日あたり標準報酬日額の3分の2相当額が支給されています。標準報酬日額に報酬額をより正確に反映させ給付を適切に行うための変更となります。

平成27年度まで

標準報酬月額 ÷ 30

平成28年度から

- 被保険者期間が1年以上の場合
支給開始月を含む直近12ヵ月の各月の標準報酬月額を平均した額 ÷ 30
- 被保険者期間が1年未満の場合
 - ① 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額を平均した額
 - ② 加入している健保組合の前年度の標準報酬月額を平均した額
- ①か②のいずれか少ない額 ÷ 30



平成28年度 収支予算の報告

予算総額は 14億9,195万円

医療費が大幅に増加しています 健康づくりを心がけてください

当組合の平成28年度の予算内容が次のとおりに
決まりましたのでお知らせします。

○健保を取り巻く状況

健康保険組合連合会（健保連）の「平成26年度の健保
組合決算見込の概要」によると、全健保組合で7年ぶ
りに経常収支636億円の赤字となりました。それ
も全1,409健保組合のうち約5割の741組合が
経常収支で赤字となり、約3割の387組合が保険料
率の引き上げを余儀なくされました。

健保組合は多くの納付金を高齢者医療制度に拠出し
ていますが、高齢化の進行により納付金は年々増加し
ています。当健保組合の平成28年度予算においても納
付金は保険料収入の4割を超える割合を占めており、
財政を圧迫する大きな要因となりました。

現状のままでは、誰もが少ない自己負担で医療が受
けられる国民皆保険制度を維持していくことが非常に
困難になってまいります。健保組合では収支改善のた
めに効率的な事業運営を図る一方で、現役世代に過重
な負担を強いられる高齢者医療制度の見直しをもとめて
います。平成29年4月の消費税増税に向けて、税財源を

高齢者医療に投入するよう働きかけを継続してまい
ります。

平成28年度は紹介状なしの大病院受診に対する追加
負担の導入や入院時食事代の引き上げなど、みなさま
が利用する医療にかかわる変更が行われる予定です。
これは高齢化が進行する中で、限りある医療財源を効
率的に利用していくための改定となります。

また、データヘルス計画をスタートして2年目を迎
え、事業の本格化が期待されます。

健康面で日常生活が制限されずに元気で暮らせる
「健康寿命の延伸」を目指して、引き続きみなさまの健
康に役立つ事業を展開してまいります。

当健保組合の財政内容

○平成27年度着地見通し

収入はほぼ予算通りで推移しました。支出は、医
療費、傷病手当金及び出産手当金等が予算を上回

り、約5千万円予算を超過する見込みです。した
が、当初予算よりも約5千万円少ない204百
万円を平成28年度へ繰り越せる見込みです。

○平成28年度保険料率

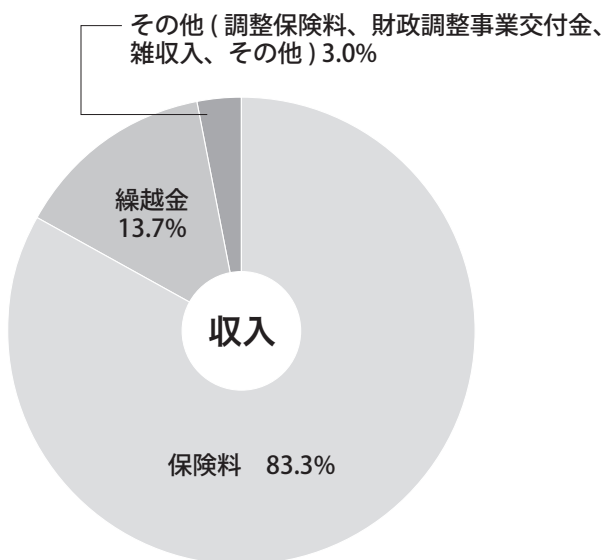
高齢者医療制度への納付金ですが、平成27年度は過
年度分の精算によって納付不足による多額の追加徴
収がありました。平成28年度は追加徴収がなかつ
たため、平成27年度と比較すると少し減少しました。
そのため、一般保険料率9・4%は変更せずに予算
編成しました。

介護保険料率は、1・5%から1・4%へ下がりが
ました。厚生労働省から示される各種係数をもとに算
出した納付予定総額を、対象者の総報酬見込み額で
割って算出しました。

○資産と支払余剰金の推移

健康保険組合の資産は、法定準備金、任意積立金、
支払余剰金の形で保有しています。法定準備金、任
意積立金は銀行定期預金として保有し、支払余剰金

割合



平成28年度予算概要

一般勘定

●収入

(千円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
健康保険収入	1,242,957	1,086,673	156,284
└ 保険料	1,242,571	1,086,307	156,264
└ 国庫負担金収入・他	386	366	20
調整保険料	17,435	15,235	2,200
繰越金	204,801	305,427	-100,626
繰入金	0	0	0
国庫補助金収入	10,203	249	9,954
財政調整事業交付金	14,000	17,000	-3,000
雑収入	2,556	2,589	-33
介護勘定受入	0	0	0
合計	1,491,952	1,427,173	64,779

●支出

(千円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
事務費	34,753	35,354	-601
保険給付費	676,886	485,619	191,267
└ 法定給付費	659,774	470,012	189,762
└ 付加給付費	17,112	15,607	1,505
納付金	516,948	574,770	-57,822
└ 前期高齢者納付金	226,914	327,344	-100,430
└ 後期高齢者支援金	268,512	223,013	45,499
└ 病床転換支援金	2	0	2
└ 退職者給付拠出金	21,517	24,409	-2,892
└ 老人保健拠出金	3	4	-1
保健事業費	81,442	60,692	20,750
還付金	2	2	0
営繕費	501	501	0
財政調整事業拠出金	17,435	15,235	2,200
連合会費	799	615	184
雑支出	101	101	0
予備費	163,085	254,284	-91,199
介護勘定繰入	0	0	0
合計	1,491,952	1,427,173	64,777

介護勘定

●収入

(千円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
保険料収入	55,273	51,287	3,986
繰越金	15,334	9,146	6,188
雑収入	1	0	1
一般勘定受入	0	0	0
合計	70,608	60,433	10,175

●支出

(千円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
介護納付金	58,643	47,643	11,000
還付金	50	50	0
積立金	0	2	-2
一般勘定繰入	0	0	0
雑支出	2	2	0
予備費	11,913	12,736	-823
合計	70,608	60,433	10,175

○平成28年度予算の内容

平成28年度は、被保険者数3,034名、平均標準報酬月額334,626円、賞与総額1,400百万円で保険料収入は、1,242百万円を見込んでいます。平成27年度からの繰越金204百万円を見込んで、収入合計1,491百万円です。

平成27年度は、被保険者数2,622名、平均標準報酬月額337,336円、賞与総額1,231百万円で、保険料収入は1,086百万円の予算としましたが、ここへ被保険者数の増加等を見込んで平成28年度予算を編成しました。

支出は、保険給付費676百万円、納付金516百万円、保健事業費81百万円、事務所費34百万円など

は普通預金としてあります。現時点では、法定準備金200百万円、任意積立金136百万円、支払余裕金208百万円で、合計544百万円です。

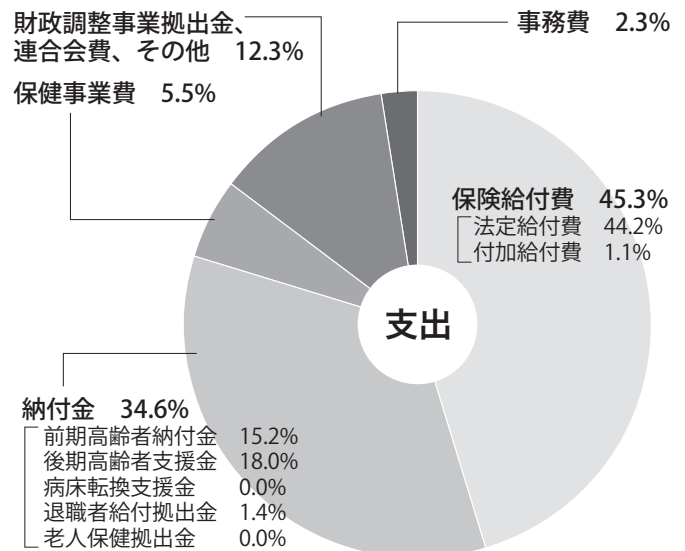
みなさまの健康と安心を支えてまいります

当健康保険組合としては、今後も医療費削減のために、ジェネリック医薬品使用の促進、医療費通知の実施、レセプト点検、被保険者証の検認(被扶養者資格確認)、柔道整復師療養費適正化を実施します。また、レセプト情報や特定健診・特定保健指導の実施結果による情報分析を用いてハイリスク群へ疾病の早期発見・早期治療を促すことなどの施策を推進していきます。自覚症状が現れにくい生活習慣病を早期発見・早期治療するためには、健診を受けることが第一と考えています。限りある保険料収入を効率的に活用して、みなさまの健康と安心を支えてまいります。

で、不足分を補うための予備費として163百万円を計上しています。

・經常収入支出差引額はマイナス65百万円です。

収支の



4月より新生活がスタート

ご家族の就職・引越しなどに伴う届け出をお願いします

ご家族が就職・結婚などにより被扶養者でなくなったときや、転居や転勤などで住所が変わったときは、手続きが必要となります。所属会社のご担当者へご提出ください（任意継続被保険者の方は直接健保組合へご提出ください）

●被扶養者をはずれるときは…

被扶養者異動届の提出とともに、保険証（該当する被扶養者の保険証のみ）も忘れずに返却してください。

●こんな場合被扶養者からはずれます

- ・お子さんが就職して、勤め先の健保組合等の被保険者となったとき
- ・奥さまの収入が被扶養者として認められる基準額を超えたとき
- ・ご両親や家族との同居関係や生計維持関係が変わり、被扶養者として認められる基準を満たさなくなったとき
- ・お子さんが結婚してパートナーの被扶養者となったとき
- ・75歳の誕生日を迎え、後期高齢者医療制度に加入したとき
- ・離婚したとき
- ・死亡したとき



公 告

公告第 197 号 新年度の健康保険料率及び 介護保険料率について

健康保険料率は昨年度と同じ料率 1,000 分の 94 とします。

介護保険料率は 1,000 分の 15 から 1,000 分の 14 へ 1,000 分の 1 下がります。

平成 28 年 3 月 1 日（平成 28 年 3 月分保険料、ただし任意継続被保険者については平成 28 年 4 月分保険料）から適用するものです。

1. 健康保険料率は変更ありません

	一般保険料率	調整保険料率	合計
被保険者	46.350/1,000	0.650/1,000	47.000/1,000
事業主	46.350/1,000	0.650/1,000	47.000/1,000
合計	92.700/1,000	1.300/1,000	94.000/1,000

2. 介護保険料率は下記のように合計で 1,000 分の 14 下がります

変更前	被保険者	7.500/1,000	変更後	被保険者	7.000/1,000
	事業主	7.500/1,000		事業主	7.000/1,000
	合計	15.000/1,000		合計	14.000/1,000

公告第 198 号 任意継続被保険者の新年度保険料について

健康保険組合の任意継続被保険者にかかる標準報酬等を下記のとおり公告します。

平成 28 年度の任意継続被保険者の平均標準報酬月額 は 340,000 円で、昨年度からの変更はありません。保険料は以下のとおりです。

●保険料

標準報酬月額	340,000 円（第 24 等級）
健康保険料月額	$340,000 \times 94/1,000 = 31,960$ 円
介護保険料月額	$340,000 \times 14/1,000 = 4,760$ 円

上記標準報酬月額は退職時の標準報酬月額と当組合の平均標準報酬月額（上記金額）を比べいづれか低い方の額を適用します。

（適用期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）

事業概要

（平成 28 年 2 月末現在）

事業所数



9 事業所

被保険者数



男 1,750 人
女 1,009 人
計 2,759 人

平均標準報酬月額



男 371,859 円
女 265,461 円
平均 332,948 円

被扶養者数



1,271 人
1 人当たり扶養率
0.46 人

介護保険第 2 号被保険者数



864 人